

所沢市専任特例監理技術者等の配置に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、所沢市が発注する建設工事（以下「工事」という。）における建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項第1号及び第2号の規定の適用を受ける主任技術者及び監理技術者（以下「専任特例監理技術者等」という。）の配置に関し必要な事項を定め、建設工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

(建設業法における専任特例監理技術者等)

第2条 請け負った建設工事の請負代金の額が一定金額以上の場合には、主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）は専任で置くことが求められているが、建設業法第26条第3項ただし書においてその特例が設けられており、同項第1号による場合を「専任特例1号」、同項第2号による場合を「専任特例2号」という。

(適用範囲)

第3条 この要領において適用される工事の範囲は、専任特例1号の場合は、設計金額（税込）が一億円未満の工事を対象とする。ただし、当該建設工事が建築一式工事である場合においては、二億円未満とする。

2 専任特例2号の場合は、設計金額（税込）が一億五千万円未満の工事を対象とする。

(同一の専任特例監理技術者等が兼務できる工事の数)

第4条 同一の専任特例監理技術者等が配置できる工事の数は、所沢市内で施行される工事かつ本工事を含め同時に2件までとする。

(専任特例1号の場合の監理技術者等の配置を認める要件)

第5条 専任特例1号の場合の監理技術者等の配置を行う場合は、前2条のほか、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を配置すること。
- (2) 連絡員は、土木一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。

なお、連絡員の雇用形態については、直接的かつ恒常的雇用関係は必要ない。

- (3) 建設工事の工事現場間の距離が、同一の監理技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。

なお、移動時間は片道に要する時間であり、その判断は当該工事に関し通常の移動手段の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。

- (4) 下請次数が3を超えていないこと。

なお、工事途中において下請次数が3を超えた場合には、それ以降専任特例は活用できず、監理技術者等を専任で配置しなければならない。

- (5) 当該工事現場の施工体制を、監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

- (6) 人員の配置を示す計画書を作成し、落札候補者となった時点で発注者に提出すること。また、現場着手後は工事現場に備えおくこと。

- (7) 所沢市内で施工される工事であること。

(専任特例2号の場合の監理技術者の配置を認める要件)

第6条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置を行うときは、第3条及び第4条のほか、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち、一級施工管理技士補（一級の技術検定の第一次検定に合格した者をいう。）又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。この場合において、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限る。
- (3) 監理技術者補佐が、入札の申込みのあった日（指名競争入札で入札の申込みを伴わないものは入札の執行日、随意契約は見積書の提出のあった日）以前に入札参加者又は受注者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 所沢市内で施工される工事であること。
- (5) 監理技術者が施工における主要な会議への参加、現場の巡回、主要な工程の立会い等の職務を適正に遂行することができること。
- (6) 監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制であること。
- (7) 監理技術者補佐が担う業務等を明らかにすること。

(専任特例監理技術者等の配置を認めない工事の明示)

第7条 市長は、専任特例監理技術者等の配置を認めないときは、入札公告又は指名競争入札若しくは随意契約における通知（以下「公告等」という。）に明示する。

(提出書類)

第8条 受注者は、専任特例監理技術者等、監理技術者補佐及び連絡員の配置を行うときは、現場代理人等通知書及び経歴書を監督員にその都度提出するものとする。

2 受注者は、専任特例監理技術者等、監理技術者補佐及び連絡員の配置を行うときは、施工計画書に各々が担う業務について記載し、監督員にその都度提出するものとする。

(適用除外)

第9条 次に掲げるいずれかの要件に該当する場合は、専任特例監理技術者等の配置を認めないものとする。

- (1) 公告等で専任特例監理技術者等が配置不可とされた工事であるとき。
- (2) 所沢市建設工事低入札価格取扱要綱等で定める低入札価格調査を経て契約を締結する工事であるとき。

(その他)

第10条 既に監理技術者として配置されている工事について、監理技術者が専任から兼務に変わり、連絡員又は監理技術者補佐を新たに設置する等施工体制が変更になるときは、事前に市と協議し、必要な手続を行うものとする。

- 2 専任特例監理技術者等及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、適切にコリンズへの登録を行うものとする。
- 3 その他、本要領に記載のない事項については、国土交通省不動産・建設経済局建設業課「監理技術者制度運用マニュアル」に基づくものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に公告等を行う工事から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、現に公告等を行っている工事又は契約済みの工事については、発注者との協議により、この要領の規定を適用することができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要領は、令和7年2月1日から施行し、同日以後に公告等を行う工事から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、現に公告等を行っている工事又は契約済みの工事については、発注者との協議により、この要領の規定を適用することができる。